

令和4年第4回(6月)川南町議会定例会会議録

令和4年6月8日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年6月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 川上 昇 君
 - (1) 本年度の行政座談会の開催結果について
 - (2) 高齢者の確認方策について
 - (3) 学校におけるインターネットサイト等によるいじめ対策について
 - (4) 学校給食費の未納対策について
 - (5) 特産品のPRについて
- 2 河野 禎明 君
 - (1) 町の納税や交付税などの減少により今後町の財政悪化が危惧されるが企業版ふるさと納税の強化策について伺う
 - (2) 新中学校建設計画について
 - (3) 小中学校の衛生設備について

日程第2 議案第41号 川南町債権管理条例を定めるについて

日程第3 議案第43号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、7日に引き続き、順次発言を許します。

まず、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） おはようございます。質問通告に従い、先般行われました行政座談会の開催結果、高齢者の確認方策、学校におけるインターネットサイト等によるいじめ対策、学校給食費の未納対策、そして町特産品のPRの5点について伺いますので、よろしくお願いいたします。

まず、先月19日の木曜日、通山小学校を皮切りに、29日日曜日のサンA川南文化ホールまで、おおむね自治公民館ごとに計6回開催されました行政座談会の開催結果についてお尋ねします。

事前に案内がありましたお知らせかわみなみによりますと、開催の趣旨は、第6次川南町長期総合計画で掲げている「豊かさを活かし 共に未来を拓くまち かわみなみ」づくりの推進とともに、行政に関する情報を積極的に公開し、信頼される町政運営の実現を図るため、町民を対象とした行政座談会を開催するというものでした。

テーマは、新中学校の件、総合福祉センターの件、PLATZの件、その他となっていました。私も地元会場にはもちろん出席しましたが、最終日も文化ホールに出席し、町民の皆様のお意見や御質問等、それらに対する町側の答弁を伺いながら、特に中学校統合に関しては、多くの皆様が様々な思いを持っておられることを痛感しながら、聴取していました。

なお、本件については、6月1日付の宮崎日日新聞「うすでこ」に都農支局、矢野支局長の記事が掲載されていまして、やむを得ず欠席されても、新聞を読まれた方は、それなりに概要を把握されたかもしれませぬ。

ところで、本座談会は、5月19日開始の計画でした。事前の案内で、開催初日の10日前、すなわち5月9日発行のお知らせかわみなみに掲載されていまして、

また、防災無線でも連日案内されましたので、告知が特別早かったわけではないにしても、ある程度は町民の皆様には周知できたのではないかと認識しています。そこでお尋ねします。通告書の1番目に記しましたが、本座談会に対する町民の皆様の出席状況はいかがだったのか伺います。できましたら会場ごとにお教えいただければ幸いですと伺う予定でしたけども、実は座談会最終日の5月29日の日曜から5日後の議会初日の6月3日、このたびの行政座談会のまとめが議会全員協議会で配付されました。これまで座談会後にこのようにスピーデ

イーな対応はなかったと認識しておりましたので、驚きました。通告していた者としては、機先を制せられ、準備していた原稿等のやり直しを余儀なくされました。それはともかく、頂いたまとめで、出席状況については、人数等については承知いたしました。では、改めて伺いますが、町として、この出席状況についてどのようにお感じかをお聞かせください。その他の質問については、質問者席で伺いますので、よろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） それでは、おはようございます。ただいまの川上議員の質問にお答えをさせていただきます。行政座談会についてでございます。出席状況、議員のほうから言われましたけど、人数としてはもう御存じのようではございますが、30人から70人程度の参加者が見られました。いろんな意見を多くいただきましたが、アンケートの回答の中で建設的な出されていまして、非常にありがたく感じているところでございます。

この行政座談会を始めたのが、私が3期目を迎えてからのことでありましたので、もう少し早く取り組んでいれば、さらに多くの町民の皆様が関心を持って参加していただけたのではないかという反省はしているところでございます。次回開催する機会については、また議員の皆様にもいろんな形で参加の呼びかけ等御協力いただければ幸いだと思っております。以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。会場ごとの参加者については、先ほど申し上げましたけども、承知をいたしております。ただ、この人数、先ほどお話がありましたけども、約30人から70人程度という話だったようです。まとめにもそのように書いてあります。

この参加者の人数については、いかがお思いでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 皆さんも感じておられるかと思いますが、明らかに多い数字ではないと思います。どうやったらそこに関心持っていただけるか、どうやったら参加していただけるか、日頃からそういうことは、これからしっかりと向き合いながら取り組んでいきたいと思っております。

○議員（川上 昇君） ぜひ後日に教訓として取り組んでいただければありがたいです。

それから、次に参りますけども、座談会は当初からいずれの会場も1時間程度を予定しているとの触れ込みでありました。座談会といえ、本来話し合う場、意見を交わし合う場であると、皆さん想像していると思います。ところが、現実には、そのうちの半分以上、40分間を町長が説明に使うと聞き、実は驚愕しました。

実は令和2年12月定例会の私の一般質問で、町として広聴活動も積極的に行うべきではと進言しましたところ、町長から、御指摘のとおり、住民のところに出向き、しっかり意見を聞くということは大いに反省していると、今、コロナで動きづらいが、座談会形式のことは常に定期的にやってみようかと答弁されております。

つまり、大いに皆さんの意見を聞きますよと、そういったスタンスだと思われそうですが、今回予定の半分以上の時間を町長御自身が使われるということに愕然としたわけですね。

座談会当日の提出したアンケートにも書き記しましたが、そしてまとめにも何名の方々、町長御覧になったかどうか分かりませんが、このまとめにも何名かの方々町長の説明は長いと指摘をされていらっしゃいます。

町長、この1時間のうち40分は、御自分が、御自身が説明に使われるというのは、御自身のいわゆる独断でしょうか、それとも事前協議の結果、そのように決まったことなんでしょうか。この40分についてどのようなお気持ちだったかお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、話が長いという意見とよく分かったと、もっと聞きたいという個別な意見も聞きましたが、この配分はみんな相談して決めました。当初は40分しゃべって、20分で質疑応答ということでありました。

もうちょっと、議員が言われるように、討論の時間が要るんじゃないかということで、第1回目が終わってすぐ話合いしたんですが、やっぱり不公平さを残してはいけないということで、40分しゃべるのはそのまま通させていただきました。

質疑を結局最後のほうは、ほぼほぼ1時間半から2時間ぐらい、結局倍の時間をかけてしまったことは大いに反省すべきであると思います。

今回行政座談会ということでしたが、座談会とするならば、確かにもう少し討論の時間を取るべきであると思います。こういう形でするならば報告会、そしてもう一つがワークショップであるとか、また別なやり方は今後検討するべきであると感じております。

○議員（川上 昇君） 私も実は全く同じように考えておりましたので、今のような質問したところですが、こちら後日のためにどうぞよろしくお願いします。

それから、もう一つ驚いたことがありますけども、実は司会者が当日の質問は配付した資料に限ると、そういったことに関することと限定させてもらいますというふうに言われました。これは東小の会場でも、それからサンAの会場でも同じように言われました。正直申し上げて、私、耳を疑いました。これは町の幹部の皆さんがせっかく勢ぞろいされているのに、その資料に限ると、限定されたということは、いかが罪なことかというのはお分かりかなと実は思ったんですけど、一体そういうふうになったのは何ゆえか教えていただきたい。結局は、座談会では配付された資料以外のことも当然出てきますよね。座談会ですから、行政座談会ですから。

そのようなこともありましたけど、この件も事前に、町として本気でそのように考えていらっしゃるのか、他の幹部の皆さんから異論はなかったのか、お聞かせください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。まず、座談会開くに当たっても何か材料が必要であるということで、町長の説明が40分あったかと思えます。

この議会の場でもなんですけど、私どもも質問されることが事前に分かっていたら、詳しく調べてお答えすることができるんですけども、資料にないものを、細かいことを聞かれたときに、準備がないというふうなお答えをするわけにもなかなかいきませんので、今回お示しさせていただいた資料に基づいての意見を求めたところでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） なるほどそのように答弁されましたか。

座談会であれば、どんなことが起きるか、どのような意見が出てくるか、それは当然危機管理上、覚悟しとかなきゃいけないことで、何があっても対応するよというぐらいのつもりで、台車で資料を運ぶぐらいの心意気が欲しいなというふうに思います。この資料で何とか間に合うような質問に限るといいなというようなことでは、座談会の覚悟としては、開催の覚悟としてどうなのだということもあります。ぜひそのことはよろしくお願いします。

それから、座談会のテーマは、冒頭に申し上げました。その3点とその他ということだったんですね。ところが、当日頂いた資料は、人口減少に関するページが全体29ページあったんですが、そのうちの10ページが人口減少に関することでした。3つのテーマとは関連はするんですけど、独自で10ページ、それから学校関係は3ページ、総合福祉センターに至っては1ページ、それからPLATZも1ページでした。当然、当初掲げた座談会の内容と開催期日が近づいてきたら、ある程度の資料変わってくるのかはそうかもしれませんが、資料の内容はどうかなということもありました。それはいいです。それはここまでにしておきます。ただ、資料とちょっと合わないなという気がしましたので、ちょっと申し上げました。

ところで、頂いたまとめなんですが、自由意見はあくまでも当日のアンケートに書かれていたものだと思います。結構書いてあります。中にはすごいボリュームのある意見もありました。しっかり書いてあります。ありがとうございます。

それはいいんですけど、当然これはあくまでもアンケートの結果でありまして、冒頭申し上げたように、私は、東小と文化ホールに出席しましたが、そのときに出了た質問とか、要望等のまとめというのはないのでしょうか。東小とサンAは分かるんですが、その他の会場についてどのような意見が出たかは、正直申し上げて分かりません。よろしかったらその辺についてお聞かせいただければ、ありがたいなと思います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 出された意見など、アンケートの結果等につきましても、今、担当が分析しております。議会最終日に勉強会に出席させていただいて、そこら辺の分析の結果を報告したいと考えております。

それと、中身につきましては議事録等もホームページ等で公開できるように準備をしておりますので、御覧いただきたい方はそちらのほうで分析結果等、全て公表したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。以上です。

○議員（川上 昇君） それを聞いて安心いたしました。実はあくまでも、このまとめられたのはアンケートの結果だけで、実は何が大事かという、当然これも大事なんです。大事ですが、皆さん準備して来られた座談会当日の意見、それに町側の皆さん方から答弁された内容、これは座談会で一番大事なものかなと思います。それがどうなのかなというのがありましたので、さすがにぱっぱぱっとつくっていただいたこれだけで終わることはないだろうというのがありましたので、質問させていただきました。ぜひそういったのも漏れるこ

とのないよう分析といいますか、まとめられて、先ほどありましたけども、我々に見せていただければ幸いです。よろしくお願ひします。

それから、これちょっと申し上げにくいんですが、文化ホールで開催された最終日、29日、文化ホールで12名の方が質問されました。

その中で8番目、東小校区、男性でした。9番目、川小校区の女性でした。この方は2回目、そして10番目、通山小校区の女性でした。この3名の方がいずれも新中学校のことを聞かれました。答弁がいずれも町長、あるいは副町長が答弁されたんですね。実は当日も、それ以外の会場でも多分日高町長、この学校のことはいくまでも教育委員会に決定権があるんだということで申し上げられたと思います。当日もそのようにおっしゃいました。しかも、内容はアンケートのこと、あるいは新中学校の場所のことだったんですね、質問の内容が。

ところが、町長、あるいは副町長が率先して答弁されたと、私は、教育長が率先して答弁されると思っていました。意外でした。どうしてそういうことになったのか。今回、私は、まさかそういうことが起きると思っていなかったですから、設問1番目には、教育長に答弁をということで通告はしておりませんので、ちょっと聞きづらいんですけども、その分、町長か副町長がどうしてそういうことになったのか、私は、教育長に熱意がないのかなと率直に思ったんですけど、あるいは教育長には答弁させないということがあったのかどうか、そこをお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 学校に関しては、教育委員会に権限があるというのは何度も申し上げたつもりでございます。

今回の争点が私の中には、予算的なことがかなり入ってきましたので、それに関しては議案に提案するのは私ですので、答えたつもりですが、決して誰もが感じていますが、教育長に熱意がないとは誰一人思っておりませんので、教育長、何かあればお願いします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの御質問にお答ひします。今言われましたように、学校に関することに関しましては、私が当然答えるべきでありますし、答えたつもりでありましたが、予算と、それからこれまでにどの候補地が上がってきたのかということに関しましては、副町長のほうは、その経緯は知っておりましたので、副町長に答えていただいたということでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 当然そのように答弁されると思うんですが、そういうことなんでしょうけども、ただ、私としては、場所のこと、あるいはアンケートのこと、先ほど申し上げましたけど、その2点だったものですから、イの一番に教育長がお答ひいただくのが、その熱意を感じるかなということがあったものですから、あえて書き留めて、本日の質問としたところでもあります。中身については、分かりました。そういった事情であったということは、承知しました。

それから、もう一つ、この関連で言わせていただきますけども、この関連というのは座談会なんですけど、この座談会で、受付で、資料と同時に配付された、そして川南合衆国のポ

リウム2というのがあります。魅力編と移住編、町長、御存じですかね。町長、御存じじゃない、御存じですか。はい。実はせんだって勉強会、4月6日の勉強会だったと思います。議員勉強会、担当課の方が来られて、こういったのをつくりましたということで、紹介していただきました。様々な情報が網羅されていて、価値ある、貴重な川南町の情報誌だと感じております。これはぜひ有効に使っていただければなど、有効に活躍すればなどというふうに思っております。

ただ、残念なことが一つだけあります。8ページに移住すごろくということであつてあるんですが、そのタイトルに、「川南町生活シュミレーション」と書いてあるんですね。「シュミレーション」だったものですから、「シュミレーション」じゃないよと、「シミュレーション」ですよということで、訂正されたほうがいいですよというふうにお話ししたところだったんですけども、実は何の訂正もなく、町民の皆様方にそのまま堂々と配られておりました。これは実は間違っていますというような訂正があれば、私もここで質問することはないんですけども、これ担当の方がどのように、私が言ったことなんか全く無視されたんでしょうけども、間違いは間違いだということで、ぜひ訂正していただきたいかったんですが、この取扱いについてはどういうことなのか、お聞かせいただけませんか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） せんだって、今質問がありましたとおり、勉強会のほうで御指摘いただいたのは事実でございます。正直私もその場では、その間違いなのかどうか訂正が利かず、申し訳なく思っていたところですが、すぐにちょっと調べまして、明らかに間違いであるというふうに確認をしたところでございます。

もう刷り上がっておりましたので、そのまま皆様に御提供させていただきましたけども、今、議員がおっしゃられたとおり、間違いは間違いであったと認めるべきでありました。どうも申し訳ありませんでした。

○議員（川上 昇君） いや、謝ってもらおうと思って私言ったわけじゃないんですね。ぜひ訂正されて、上からシールを貼るなり何なり訂正されて配っていただけるとありがたいなということで、半分はお願いしようというのもありましたので、質問させていただきました。ぜひよろしくをお願いします。

それでは、続きまして2つ目、高齢者の確認方策についてに移らせていただきます。現在、町内で高齢者を対象にしたふれあい事業が行われています。恐らく旧分館単位で行われているんでしょうけども、町内で具体的に何か所で行われているかは、私としては未把握であります。端的に申し上げますと、地域のボランティアが主体となり、バスハイキングなどを含み、年間8回程度、コミュニティセンター、いわゆる公民館などで軽いゲームや運動等を楽しみながら、みんなで地域ボランティアが調理した昼食を取るといった事業であります。

川南町社会福祉協議会からも職員の方が来られまして、様々なアドバイスとか、指導をされているようでもあります。先日、次のようなことがあったそうです。これは聞いた話です。それは、地域のボランティアは地元の方ばかりで、行政が持つような個人情報に縁はな

いんですね。情報はありません。ですが、せっかくのふれあい事業ですので、一人でも多くの地域のお年寄りに参加していただきたいという希望は強くお持ちなんですね。

そこで、来られる社協の職員さんに、できればこの地域の一人暮らしのお年寄りの情報を知りたいのですがと聞かれたそうなんですが、そしたらその職員の方が、私たちは、そういうようなことは担当ではありませんので分かりませんと、当然そうかもしれません。地域の民生委員さんに聞いてくださいと言われたそうです。ボランティアにとっては、役場も社協とは連携が当然取れているというふうにお思いですよね。そういった思いから、その答えに落胆されたことは容易に想像がつかます。

この話を耳にしまして、確かに答えとしてはそうなのかもしれませんが、町の福祉課と社協の連携が乏しいのかなということも感じまして、この質問をするきっかけとなったわけであります。まず、このことについて現実はどうのように、社協と福祉課の連携ですけど、どのように認識されているか、お聞かせください。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。まず、高齢者の確認方法については、おっしゃるように、地域ふれあいサービス、そのほか民生委員、児童委員や包括の職員などで確認をしております。地域ふれあいサービスにつきましては、町内25か所で開催してございまして、利用者が233人、協力者44人でやっております。

議員がおっしゃいましたように、社会福祉協議会のほうにこの地域ふれあいサービスは委託で行っております。社協のほうに委託で行ってはいますが、現場に行かれる方に直接この地域の人々の一人暮らしが何人とか、そういうところの情報については、福祉課のほうから情報提供はしてございません。

確かに現場で、高齢者の方たちに携わる方々でありますので、急に異変があった場合とか、そういうこともあつたりするので、そのルートについての確認方法は伝達しておりますが、住民の中で一人暮らしがどのような方たちがいらっしゃるというところまではやっておりますので、今後は社会福祉協議会と現場に行く者に対してどこまでの情報をお伝えしたほうがいいのかというところは協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議員（川上 昇君） 個人情報に伴うことですので、なかなか誰でも彼でもその情報を持ち合わせるということは難しいかもしれません。

特に、一人暮らしとかになってきますと、なかなか情報が発信されませんので、余計に難しいのかもしれませんけども、ちょっと関連するんですが、かつて新聞とかテレビで、例えば戸籍上、150歳以上とか、あり得ない年齢を超える方が生存しているとか、実際にはいらっしゃらない方の住民登録がなされているとかいったことが報道されておりました。

最近ではあまり耳にしないんですが、川南町はどちらかというと、コンパクトな町でありますので、そういったことはないと思うんですが、現在、こういったことが起きているかどうか、現状、状況をお持ちでしたらお聞かせください。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。実際に住所にその

人がいるかどうかという確認は、税金の徴収とか、郵便物等の符合結果を踏まえて、不在住の確認というのは住民係のほうで定期的にやっております。実際にはいらっしゃいます。そういう方については住民票から除くとか、そういう処理も行っております。以上です。

○議員（川上 昇君） やはりいらっしゃるわけですね。大きい町だったら、時々それこそそういったのは発生するのかなと思っていましたけども、川南町でもあるということで、ぜひ注意して対応をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

高齢者の確認方策ということで、1つだけ、当然御存じかと思うんですが、一部自治体においては、民間の乳酸飲料会社とかに高齢者の見守りとかを兼ねた配達の委託といったことを行っているというところも当然あるというふうに聞いておりますし、川南町も配送業者ですか、食品の販売業者ですか、そちらにという話もちよっと伺いましたけども、今後高齢者の確認方策としてどのようなことをお考えなのかお聞かせいただきたいんですが、立場的には家族でのやり取りですとか、地域のやり取り、あるいはこの場では行政からどのような対応を取るかといったこともあろうかと思うんですが、お考えの何か手段がありましたらお聞かせください。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。現在のところ、例えば民間の業者さんにお願ひしてとかいうところは、今のところは考えておりません。

10月から総合福祉センターが供用開始されます。これまで以上に福祉課と社協とが連携して、一体感を持って高齢者の支援や対応をスピーディーに進めていきたいと考えております。総合福祉センターを拠点として、各地区のコミュニティをつなぐ新たな施策を検討して、その活動の中で高齢者の生活状況をさらに詳しく把握していくようにというふうには考えております。以上です。

○議員（川上 昇君） かつては核家族化という言葉がありました。最近はもう耳にしません。ますます高齢者が増えまして、いわゆる本当に核家族化というんでしょうか、核化が進むんでしょうけども、ぜひ様々な方策を検討しながら、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。お願ひします。

それでは、次に行きます。通告書どおりの順番ですけども、学校におけるインターネットサイト等によるいじめ対策についてということで、子供たちが学校でも個々にパソコンを貸与され、操作することも手伝って、携帯電話やメールやインターネットを利用する機会は急激に増加し、子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えていると考えられます。

インターネット上の学校裏サイトというのがあるみたいですけども、裏サイトであるとか、手軽に自己紹介できて、女子中高生にも人気があると言われているプロフサイト、プロフィールのようなんですが、プロフサイトなどインターネットを通じての書き込みにより、いじめやいじめを苦にした自殺が報道されたりしています。時に耳にします。我が町において、これらの携帯電話やインターネットによるいじめについて、どの程度の認知件数がある

のか、お尋ねします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

令和3年度に行いました学校におけるいじめ実態調査に関する調査の集計結果を御報告します。

まず、小学校におきまして、いじめがあると回答した児童が829名中、129名の15.5%でした。ないと回答した児童は700名でした。

中学校につきましては417名中、あると答えた生徒が16名、3.8%、ないと答えた生徒は401名でした。

また、その中でも今言われます学校におけるインターネット等によるいじめの認知件数ですけれども、小学生3名がパソコンや携帯電話、スマホなどで悪口を言われたと回答をしております。中学生に関しては、回答はゼロでありました。以上でございます。

○議員（川上 昇君） やはりあるんですね。ないのかなと思っていましたけども、いじめは多少なりと、それはあるでしょうけども、インターネット関係、特に最近はそういった端末の機械に触れ合うことが多いですので、子供の世界ですから、どうしても何が起こるか分からんというのが現実には起きているんだなということを認識しました。

対策はそれぞれの立場で、様々あるとは思いますが、とりわけ学校では、小学校の低学年段階から、いわゆる道徳的な情報モラルを身につけさせるということが優先課題じゃないかと思うところです。このような時代です。

言うまでもありませんけども、国からも、当然時代に対応した学習指導要領が来ていると思います。肝腎なのは学校で、先生が子供たちの発達段階に応じた情報モラルに関する指導の充実を図ることでしょうけど、そして学校としては組織的に対処すべく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが肝要と思われるところです。

川南町教育委員会では、こういったことに関しまして何かマニュアルと申しますか、指導標準、そういったのを作成されているのか、あるいはそういったお考えがあるのか、現状はどうなのか、お聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） ありがとうございます。まさに川上議員が言われますように、発達段階に応じた情報モラルにつきましては、学校の子供たちだけではなく、保護者も含めて、各学校で工夫しながらやっています。現に1人1台タブレットということもあって、それから持ち帰りの実証実験もしておりますので、今後さらに重要になるかと思えます。

そこで、こういった、ちょっと見にくいと思いますが、川南町立小中学校危機管理マニュアルというのを町教委が作成するとともに、各学校では、各学校の危機管理マニュアルを作成しております。

例えば、この中でインターネットトラブルにつきましては、初期対応、例えば現場対応、状況把握、情報収集、連絡体制の確立、状況報告、町教育委員会、警察、それから対応、検

討の指導体制、そして校長が対応を決定した後、中間対応として、全職員で共通理解をして、いじめ対策とか、委員会を開く、そして町教委も入りながら、深刻な場合にはもっと上の段階に進むかと思えます。

その後、事後対応ということで、ネットトラブル対応のまとめをするというようなことのマニュアルをつくっておりますので、これに沿って各学校に指導したり、各学校内で研修をしたりしているのが事実でございます。以上です。

○議員（川上 昇君） そういったのが準備されて、先生方に徹底されていれば、まず第一段階は大丈夫かなというふうに思うところです。あとは先生方がどのように実行されるかということなんでしょうけども、準備としてはされているということで、一安心したところであります。

それでは、続いて学校給食費の未納対策ということで伺います。学校給食については、学校給食法の規定により、食材費等は保護者が負担することと定められております。御承知のとおりであります。

ところが、かつて私、町内の小中学校でPTAの役員をしていましたので、事情は多少は存じておりますけども、支払い能力がありながら、この学校給食費を支払わない保護者が当時実はいました。親子二代で未納といった事例もあると聞きました。当時はPTA役員や各学校が対応に苦慮していたことを鮮明に覚えておりますけども、現状はどうなんでしょうか、そしてその未納ために、きちんと支払いをしている児童生徒の食材を落とさなければならぬといったことは、実は許されません。仮に未納があるとすれば、現状と原因をどのように分析されているか、お聞かせください。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質問にお答えいたします。未納の現状であります。令和3年度の未納としまして、1世帯で50,600円となっております。令和2年度につきましては、1世帯で3千円という状況となっております。

未納の原因につきましては、いろいろな状況が考えられると思っておりますが、経済的な事情もあるのではないかと察するところであります。

対策としましては、未納者の保護者へ毎年、毎月のように督促状等を事務員さんのほうが発行して、場合によっては管理職のほうが出向いて対応するといったような対応して、未納圧縮に努めているところであります。以上です。

○議員（川上 昇君） ありましたか、ゼロであればいいなと思っていたんですが、対応についても、先ほど課長から答弁がありましたけども、実はこの学校給食というのは学校教育活動の一環ということで話を伺いました。

かつて私は、どこの学校とは申し上げられませんが、校長、教頭からお願いされて、ぜひPTAの役員さん方電話して、督促をお願いしますということで話がありまして、電話したこともありました。私たちは、地元ずっと住むのに、先生方は何年かで異動するんだと、そういった先生方がせうに何で俺たちがするんだと言おうと思っておりました。教育の一

環と言われれば、余計そうだとということで、そういった話をしましたら、次の年からは学校の先生方が回られていましたけども、そういうことでPTAが全く無関係だということは、私は言いませんけども、学校教育の一環ということであれば、ぜひそういったことも頭に入れておかれて、対策をお願いしたいなというふうに思います。

1件だけでしたら、1件でもあるということは、別に良い訳じゃないんですけども、問題はあるんですが、そんな大きい、何件もあるということじゃないので、対応方、ひとつよろしく願いしておきます。

それでは、時間があまりなくなってきました。最後に、町の特産品のPRについて伺います。川南町のトップページでおいしいものが見たいなど、特産品を検索すると、関連するものとしてふるさと納税制度が出てきます。トップページで、川南町の。川南町に興味を持ち、どんな食べ物が生産されているのだろうといった角度からアクセスしても、ふるさと納税制度が出てくれば、これはとてもじゃないけど、魅力は感じないというふうに思います。興味も湧いてこないと思います。町長がよく口にされる我が町の基幹産業は農業ですよという言葉の裏づけとさえ感じないわけですね。そういったのが出てこない。

先ほど出てきました川南合衆国、この冊子ですけども、これは移住編と魅力編であります。グルメは多少載っておりますけども、町の特産品については、実は紹介がないんですね。そういうことで、これには載っていないということが言いたかったんですけども、実にもったいないと思います、これにしても。基幹産業が農業であるならば、その生産物の販売促進も、町として本気で取り組んでいただいたほうが良いなというふうに実は思っております。

町長、そのことについてはいかがお考えか、お聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 議員の言われるとおり、確かに我が町が基幹産業は農業であるということで、ずっとこれまで言ってきました。

実は本当にホームページに入ると、まずはふるさと納税のほうにつながるというのが現状でありまして、それは担当もさすがにこれはいけないということで、今新たな取組を始めているところでございますので、担当に答弁させます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

町長が申しましたとおり、町の公式ホームページのほうをしてみますと、観光というページがあったりはするんですが、その中に特産品というものがほぼ載っていないというような状況です。

これはホームページを運営している総務課のほうと話しまして、できるだけ早く特産品については掲載をしていきたいと考えております。あと川南合衆国もホームページがございまして、そちらのほうにも「川南ってこんな町」というところがあるんですが、そこ辺りにも特産品等のPRがしていけるといいんじゃないかなと考えたところです。以上でございます。

○議員（川上 昇君） もう既に前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

実は皆さん御存じのとおり、川南町と都農町を管轄する農協、尾鈴農協なんですが、尾鈴農協には宮崎県ブランド認定作物が幾つあるか御存じでしょうか、御存じないかな。御存じですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

最新のちょっと状況を見ていないので、はっきりと申し上げられないんですが、以前、私が見たところでは13品目だったとっております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 現在は検索しますと、16品目なんですが、それにしても野菜ですか、果物、この辺で、本当に今時間があれば全部申し上げるんですが、16品目が宮崎県ブランド認定作物ということで載っております。

もちろん、それは農協の話でありまして、農協でもそのほか、その認定品のほかにはメロン、白菜、キャベツ、ニンジン、ハウレンソウ、ミカン、宮崎牛、宮崎ブランドポークなど、農業だけでも数え切れないほどのブランド品があるんですが、もちろんこのほかにもお茶とか魚などの水産物もあるわけで、川南町にはパンフレットをつくろうと思えば、そういった特産品は山ほどあるということをお知らせしたいわけです。

先ほどホームページを考えていらっしゃるという話でしたが、例えばこういった冊子でそういったのを紹介するというお考えはどうか、ちょっとお伺いします。

○会計管理者・会計課長（小嶋 哲也君） 冊子の活用ということですが、私のほうは、ふるさと納税に関連してということになりますけども、町のホームページとかLINEとか、そういったものからはふるさと納税に誘導するようにしているんですけども、それ以外にインターネットを見る環境にない方に関しては電話での問合せがあったりします。

そういった電話の問合せがあった場合は、ふるさと納税の返礼品をパンフレットにしていますので、それを送付して活用してもらおうというふうにしております。

○議員（川上 昇君） ぜひ先ほどから検討中であるということでしたので、ひとつよろしくお祈いします。幾ら何でもふるさと納税にすぐ持っていかれますと、せこい町だと思われるような気がしますので、ぜひそこはよろしくお祈いしたいなと思っております。

それから、冊子で特産品をつくれればというような話もしましたけども、ネットと違いまして、これは一旦つくってしまうと、そのまま固定してしまいますので、毎年毎年つくるといのはなかなかかなと思いますので、できましたらネットのほうを優先して、まずそちらのほうから取り組まれればいかなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお祈いいたします。

それから、もう一つお聞きしたいんですが、例えば品物を町と関係するPLATZとか、道の駅というのが川南町にはないんですけども、ちょっとアンテナショップみたいなところがありましたら、その辺を利用して販売していくという、発信していくという方法も

あるんですが、そういった考えはないのか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。アンテナショップでの販売ということなんですが、東京の新宿にKONNEという宮崎のアンテナショップがあると思います。あちらでイベント等がある際には、数は限られておるようですが、幾つかの事業者が出品をされて、PRをしているということです。

あとPLATZに関しても、できるだけ町内産のものをということでラインナップを考えておるということで、例えば地鶏の炭火焼きとか、そういったものは県内かなりの数があるということなんですが、町内のものを優先して置いておるといふこともあります。

あと県内の道の駅で、例えば北川はゆまとか、あの辺りにも川南町で生産されたものがかなり置いてあると認識しております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 可能性があれば、ぜひいろいろ挑戦してみるということでもよろしくをお願いします。ちょうど10年前になりますけども、平成24年9月定例会の一般質問で、商品のブランド化、地域リーダーとしての行政、トップセールスについて、日高町長にお考えを伺っております。

その際、町長は、考え方、理論、構想については、当然我々が積極的にやるべき、トップセールスについては、気持ちだけは十分そのつもりでいると答弁されております。

あれから10年、町長の決意はその後変わらず、発揮、あるいは達成されたか、その実績について、あるいはそのお考えについてあればお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 昨日もトップセールス、常に100%の気持ちでという、気持ちの分だけを言ってしまった気がしますが、この11年間ですか、常にその気持ちだけは忘れずにやっておりますし、なかなか見えづらいんですが、行政的には、地方の自治体は継続するということが非常に大きな力となっているのは事実であります。

現にいろんな事業が、過去には本当に手の届かなかったような事業、いろんな情報が入ってくるので、そこはなかなかここで、口頭で言うわけにはいきませんが、そこはしっかりと町民のためという思いで、職員一同、その先頭になってやっているつもりでございます。

○議員（川上 昇君） 県内の地元からも、あるいは日本全国各地からでもいいんですけども、いい意味で注目される、いい意味で前を向いている、パワーのある町だなということを目指して、みんなで力を合わせていきたいというふうに思っています。

今後とも様々な思いが成就するような、建設的なアイデアを出しながら頑張っていこうではありませんか。本日は執行部、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前09時51分休憩

午前10時01分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 昨日、町長が選挙出馬を表明されました。私の思い出すと、11年前だったのかな、町長が農業していて、あのとき町長選に出馬されました。鍋合戦とか四季の会とかいろいろ企画される方で、すごい人が出たなと思いました。よく現職を破って、町長になられたと思います。そしてあのとき、選挙結果を聞くときに、10人ぐらいこういたんですけど、うわーっと歓声が上がりました。特に女性の歓声が多かったです。この人は女性に人気があるんだなと私は思いました。この人が町を変えるんだらうなと思いました。確かに町は変わりました。

一般通告に従い、3項目質問させていただきます。

1番。川南町立学校条例第7条について。第7条では学校を廃止するときは、地方自治法244条の2項の規定により、議会で出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない。こういうふうに書いてあるんですが、私は昨年12月議会の前に、町のこういうことに詳しい職員2人に聞きました。244条の2項のことを聞きました。1人の方は、この統合と廃止がセットであると。もう1人の人は、設置と廃止がセットと説明されました。この説明が真実なのでしょうか、ということをお伺いしたいと思います。ちょっとそれをお伺いして、下の質問席から伺いたいと思います。

今申し上げたのは、どなたか。教育長が答えていただけますか。お願いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 河野禎明議員の御質問にお答えします。議員が言われますように、学校条例にそういうふうに明記をしてございます。学校町立条例第7条及び地方自治法第244条の2に、公の施設を廃止する場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないと、これを明記してあります。

一方で、地方自治法の第222条というのがありまして、これには予算を伴う条例、規則等についての制限が法律で規定されています。そこを読みますと、普通地方団体の長は条例、その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないと規定されています。この第222条ですけれども、これは健全な財政運営を確保するため、予算上の負担を伴うような条例、規則等の制定、または改正に関する規則等について規定したものでございます。

予算上の措置が的確に講ぜられる見込みというのは、関係予算が議会に提出されたときのことをいうとも解説に書かれてありましたので、この法律の手順に沿って進めているところでございます。以上です。

○議員（河野 禎明君） 先ほど、その説明を受けたということは、これはこの説明には

間違いはなかったんでしょうね。

学校規模適正審議会というのがありましたですね。この中で今の山本教育課長が発言されている内容があります。ちょっとこの長いから一部分だけ読ませてもらいます。「議決された場合は、町長に設置場所について報告をします。最終的には、町長が学校設置条例の一部改正（案）を町議会に提出し、議員の3分の2以上の賛成があった場合に、そこでようやく新中学校の場所が確定するという流れになります。」。山本課長、これは本当でしょうか。

○教育課長（山本 博君） 河野議員が言われる学校規模適正化審議会を令和3年に行いまして、その中で私が委員の皆様にも説明したのは議事録として残っておりますので、それは間違いございません。以上です。

○議員（河野 禎明君） この中身についてちょっとよく分からないところがあるんですけど、町長が学校設置条例の一部改正（案）を町議会に提出し、ここの段階が今あったんですか。まだないんですか。教えてください。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。先ほどからの議論の中で、3分の2の提案の件ですが、町民座談会、町政座談会的时候も議員にもお出でになっておりましたので、そのときも詳しく説明いたしました。

3分の2の提出ができる、学校教育条例の改正が提案できるときは、現在の計画どおりにいきますと予算が見込める、要するに新中学校建設ができる、その予算、その予算を提案したときに、新たな学校の確定ができるわけですので、そのときに廃止と合わせて提案するという方向性で今進んでおります。

ですから、議員がおっしゃるとおり、新しい中学校の予算、それを上げたときに条例改正という方向で今進んでおります。それでないと、先ほど教育長が御説明申し上げましたとおり地方自治法の222条の関係がございますので、現段階では提案ができないという状況でございますので、その部分は御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（河野 禎明君） 大変よく理解できました。今、よく私の耳に言われるのが、もう議会で決まったっちゃかい、決まったっちゃったかかって言われるんですよ。この決まったんですか、中学校建設が。計画案が通っただけではないんですか、どちらですか。教えてください。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問に再度お答えいたします。昨年12月の議会、令和3年12月の議会で、この学校の計画ですね、その中の計画書の中に立地場所、もちろん基本コンセプト、立地場所等が入っております。その計画の承認を頂いたと。

可決いただいたということで、我々としましては計画に基づいて当然議会の議決でございますので、それに基づいて計画を進めるということで、今進めているという状況でございます。以上です。

○議員（河野 禎明君） 今、計画を進めているという段階なんですよ。あんまり決まったと言われると、町民も勘違いしているんです。もう決まったっちゃたげな、決まったっ

ちゃたげなって言いやるわけです。

そこで、私は今年になって、この質問がちょっと順番が違いましたね。2項目でした。すいません。今のまだあとで質問することでした。ちょっと2項目です。

新中学校建設計画について、ちょっとお伺いしたいと思います。今、建築資材が世界的に不足し、価格が急騰しています。新中学校の建築費も、昨年大体40億円ぐらいの試算が出ていますが、この状況では1.5倍の60億円ぐらいになる可能性があるんじゃないかと思いません。

というのが、私は昭和48年にオイルショックっていうのがあったんです。私の身内がオイルショックの前に2階建ての大きな家を建てたんです。6,000千円です。それでできたんです。私が51年かな、35坪の家を建てようとしたんです。そしたら10,000千円越したんです。

だから、物の上がりっていうのは、やっぱりああいう、この今でもそうですけど、こういう原油があまり行き渡らない、いろいろな大変な事態になったときに、物は建築資材ほかのいろいろなものが値上がりします。これは当然、この中学校建設にも影響があると思います。町長は、座談会で1年たったら安くなりますからおっしゃいましたが、本当にそんなに思われますか。

○町長（日高 昭彦君） 経済新聞の社説を引用させていただきました。5か月間上がる。しかしそれをピークに下がる。1年後には、消費者物価指数で過去の6回の戦争の後の物価指数は、日本は3%であったと書いてありました。

経済の専門家が言う話ですので、私には真意は分かりませんが、ずっと上がり続けることがないと思いますし、必ず落ち着くと思っております。

○議員（河野 禎明君） そうですよ、ずっと上がり続けるということはないです。ただ、何年たったら下がってくるかです。これは私はひょっとすると今の中学校計画が一番高値のときに、この当たる可能性があります。一番高いときに建設してしまったら、60億で済むかどうか分からないということも、私は心配しています。

ここで、やはり町長、私は決断力のある方だと思いますが、少し様子を見るというんですか、計画を見直すとか、立ち止まるとか、そういうことは考えられませんかでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどの話をもう一度させていただきますが、5か月間上がる。つまり、夏をもってピークを過ぎる。

1年後に落ち着くと経済新聞で言うておりますし、昨日、今度の岸田政権の骨太の方針が閣議決定されましたが、全国のそういうプロジェクト、一切止まっておりますし、これを止めるわけにはいかないと私は思っています。

○議員（河野 禎明君） このまま計画を進めるなら、建築費の総額がいずれ出ます。そうしましたら、その総額は私も40億ちょっとじゃないだろうと思うんですけど、私は60億以上の可能性があると思うんですけど、そのときは町民に川南のお知らせをとおして、その総額費用を知らせてもらえますか、どうですか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員がこれからを心配いただけるのは、大変ありがたいなというふうに思っております。ただ、我々は今、これをなぜ進めるかっていう原点を考えていただきたいというふうに思っております。我々はつくることを目的にしているわけではございません。

今までも何度も何度も、この6年間かけてお話しているとおり、学校の子供たちが、将来を担う子供たちのために、今これが必要なんです。そういう意味で弾力的な、今言われたような経済的な問題もあるでしょう。

そのことも含めて、私たちは弾力的な財政運営が可能かどうかということも十分検討した上で、今こういう計画を進めております。ですので、この計画を順調に進めることは私たちの使命であると、議会から議決いただきましたので、議会からの要請でもあるので、特に強く進めていかなければならないというふうに思っております。

子供のために、ぜひお考えいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 今、副町長がおっしゃったように、本当です。私も小学校、中学生のことを考えます。今年になってから、50人以上の年配の方に聞くと、もう借金するな、借金するなで、話がそういう話になるんです。これいかな、やっぱり保護者じゃないといかなと思ひまして、小学生がいる保護者と50人以上は話しています。

その中で、この方向も考えないといけななということが出てきました。というのが、これもし中学校だけつくって、これははっきり分からないんですけど、60億ぐらいかかったとしたときに、その保護者が心配しているのは、もう中学校つくったら小学校はつくれんじやないかと。小学校がいつできるか分からん。そういう話が出て、それから何人かと、今度はそのことを話し合いました。そうすると、こういう案が出てきて、えらく賛同を得ることができました。生徒数が十数年後には大分減ります。極端に言うと、中学生がよそに行く子もいますから、小中合わせて800名を切る年が出てくる……、去年が70名です、町内。出生、生まれた子供さん。その前が92名です。この子供たちが中学校に入る頃、恐らく700名か800名、小中合わせて。中学生はよそに行く子供さんもいますから、700名台の可能性もあるのかなと。

そしたら、やっぱりその人たちが言うには、そのときに小中一貫校をつくれればいいじゃないかと。何で今中学校だけつくるのかと。お前たちはもっとしっかりせんかと、議員は。ああ言われました。そうか、それはちょっとよく考えにやいかな。詳しく話を聞かないかな。小中一貫校、これは通学が難しいよという、スクールバスをちゃんと回せば、むしろ登下校は安全で、保護者が安心できると。今みたいに1人か2人で学校へ行くような、1年生が——ところがありますが、もう小中一貫校バーンと建てた場合、もうスクールバスをぴしゃっと用意することで、遠方の生徒もちゃんと安全に通学できます。こういう方法を取ることも必要だなと思ひました。

そして、統合ということが、私もしたほうがいいなと思うんですが、とりあえずちょっと今、統合が急ぐなら、唐中を暫定的に使って。ていうのが唐中も、小学校もですけど、エアコンも確かつけたばかりだと思うんです。唐中だと、今私ちょっと聞きました、通浜、通山のほうによく住んでいますね。国中の近辺の子、多賀の近辺の子、白鬚、大内近辺の子、聞きました。自転車で行くと。唐中まで。行ってくれるねって、そういう声は聞きました。中学生になると、やっぱり今ギア付きの自転車があるから唐中に行けるっちゃなと思って。だからこれは暫定でもいいと思うんです。唐中を10年ちょっと使うとしたら、これは問題ないと思うんです。

その後、小中一貫校、この場所にも話が出ました。国立療養所が川南小の近く、国立療養所の裏ですね。ここが中心だと、川南の。防災マップを見てみると。その人は防災マップを見せました。よく見たら、ふるさと公園のところは中心ではないです。国立療養所の裏の広い敷地、川小辺がよく見ると中心ですね。

そして、町は、これは私はよくないと思うんですけど、この国立療養所の敷地のことについて、学校規模適正化審議会の中で話合いがあった中でも、これはちょっとまだ少し適当じゃないかと、全部読むと大変かと思います。大丈夫ですね。学校規模適正化審議会ですか、そのメンバーの中の人が言っていることです。「聞いたところによると、国立療養所の敷地についてはその自治体の首長が依頼すれば、売却が可能と聞いたのですが、町ではそのような動きは全くしていなかったのですか。」、事務局「町長は行っておりませんが、副町長と私で病院に話を聞きに行ったところ、今すぐではありませんが、いずれ病院として敷地を活用するという計画があり、売却することは不可能との回答を頂いております。」。

ほかの委員が、「私は国立療養所の近くに40年近く住んでいます。以前から全く何も変わっていません。前回、説明のありましたアンケート結果では、68%の方が国立療養所の敷地を含むその他の場所を希望しています。」。ちょっとここ私はよく分からないんですけど。

その後、また「先ほど委員からもありましたが、国に直接聞いてみないと、病院では売らないと言っていますが、本当に売らないのか、今後どのようなビジョンを持っているのか、それを国に聞くということではできないのでしょうか。」という意見が出ています。町は、真剣にこの国立療養所の裏の敷地のことは国に申請すべきじゃないですか。どうでしょうか。

○副町長（押川 義光君） ここで、議会基本条例の第5条第2項に基づいて反問を行いたいと思いますが、御許可いただきますよう、お願いいたします。

○議長（中村 昭人君） ただいま申出がありました議会基本条例第5条の規定に基づき、許可いたします。

○副町長（押川 義光君） ありがとうございます。河野議員に、こちらから御質問申し上げたいんですが、いろいろと今先ほどから申されますことに対して、我々は先ほどからの答弁の中で議会の議決を頂きました。

令和3年12月の議会というふうに、先ほど申しましたとおり、いろんな御意見はある

と思いますが、我々としては計画を可決いただいたということを、やはり当然議会でございますので、住民の代表の議員さん方の可決を頂いたということは本当に重いものなんです。

そのことに関して、河野議員の、この議決に対する御意見をお伺いしたいというふうに思います。その議決に対しての御意見をお知らせ願いませんか。

といいますのは、我々としてはこういう計画と示して、今からまたその適地の選定とかいう話にはもうならないというふうに考えておりますので、議会制民主主義の基本的な考え方を議員にお伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議員（河野 禎明君） 福祉センターも何か最初は3階建ての計画があったみたいですけど、途中から2階に変更になったという話を聞いておる。これと一緒にかどうかは分からないんですが、一応、この前計画案は議会を通ったわけです。その重みは感じています。

だけど、いろいろな情勢がこう世の中が去年と今年は違うわけなんです。ここで計画案の見直しということもあるんじゃないかということで、私はさっき発言させてもらいました。次のことに移ってもいいですか。

○副町長（押川 義光君） 今の答弁では、私が求めております議会制民主主義についてどう思われているかというものの答えにはなっていないというふうに思っていますので、もう一度議会の議決、要するに議会制民主主義ですね、川南町議会の中で議論されて、最終的に可決された議案に対してどのようにお考えかというのを、もう一度お聞かせ願いたい。

議会制民主主義はどういうものかということをお聞かせ願いたいと思っているんですか、お願いいたします。

○議員（河野 禎明君） 私は町内でいろいろな話を聞くんですよ。これをもう議会が決まったからって、ここを私が黙ることができないんです。あの地区やらいろいろなことを言われました。通学のことも言われました。

山本地区から通学路がこっち川南病院の前を歩いてきて、唐瀬地区、清瀬地区、その子供たちがトロンのほうに入ってくる。トロンに着いたら、坂を二つ下らないといけないと。坂を二つ下る。

何か朝、子供が気がせいっているときに自転車を飛ばしたら、ちょっと怖いな、事故が起きるような可能性もあるなということも考えて、いろいろやっぱり意見があるなと思ひまして、私も議員として発言がだめであれば止めてもらっても結構ですし、しかし町民からいろいろな意見を集めて、それを私は一議員として言わなければいけないと思ひまして、ここに立っているわけです。

○副町長（押川 義光君） すいません、議員としての通常の活動につきましては、本当に敬意を表するところでございます。そういう話があることも事実、私たちも当然聞いております。

ただ、先ほどから私が求めているのは、その議論があることはもうもちろん議会制民主主義ですので、いろんな意見を受け止められると思うんです。それで最終的に、この議会で

いろんな意見を出されて、そして最終的に議会で議決される。これがやはり議会制民主主義と、私は思っています。

そのことに対して、議決ですね、要するに。当然、先ほどからありますとおり、計画を進める中でいろんなことがあるかと思えますけれども、やはり議会での議決はやはり、我々としては非常に重いと。当然ですけれども、そのように私たちは議会の議決は重いというふうに考えております。議員の、議員の議会の議決に対する答えをお聞きしたいんですが。3度目になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議員（河野 禎明君） 大変重いと感じました。

次の質問に行っているんですか。時間がちょっと。小学校の、どこでしたか。小学校のこの保護者から要望がありました。洋式のトイレが足りないと、それは川小のお母さんでした。子供が我慢して帰ってくる。女の子でした。洋式のトイレがどうも足りないと。何とか増やしてくれないかと。そういうことでした。

今、教育課が洋式のトイレの数と、もし男の子の洋式、女の子の洋式、もし数が分かれば教えていただけたらと思います。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。男女の内訳を出しておりませんが、トイレの全体数ですか。トイレの洋式化率でよろしいでしょうか。

小学校の洋式化についてであります。27.13%となっております。中学校におきましては32.65ということで、全体で29.02%の洋式化率となっております。以上です。

○議員（河野 禎明君） この洋式のトイレですね、今の子供さんは小さいときからそこでその環境で育っているからなんでしょうけど、やっぱり洋式トイレがもうちょっと数があったほうがいいんじゃないかなというような思いがあります。どうでしょうか。

ちょっと増やしてもらえるようなことはできませんか。お願いします。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。議員の言われるように、今の子供、児童生徒たちは洋式に慣れていると思います。ですから各トイレごとに最低でも一つは洋式を取り入れたいというふうに今考えておまして、整備を進めております。

今年度の4,500千円の予算を計上しまして、整備を進めていくことにしております。ちなみに、残っておりますのが、通山小学校の教室の2階の1か所と、川南小学校の管理棟の2階にありますトイレの1か所。山本小の管理棟の2階のトイレ、ここがまだ整備が進んでおりませんので、ここを優先的に行いたいと思っております。また、中学校のプールですね、ここについても洋式となっておりますので、このあたりも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（河野 禎明君） 本当にもう何も言わなくても、ちゃんとやっていただいて、ありがとうございます。よろしく願いいたします。以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（中村 昭人君） これで、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時48分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

ただいま町長及び総務課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（日高 昭彦君） 議案第41号川南町債権管理条例を定めるについて一部誤りがございましたので、おわびして議案の訂正をお願いいたします。訂正内容につきましては、担当課長に説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（大山 幸男君） 本議会におきまして提案しております議案第41号につきまして、附則において、条の引用に誤りがありましたので、おわびをして訂正をお願いいたします。

引用の誤りにつきましては、お手元にあります正誤表のとおり、議案の3ページ、附則第2項中、第9条とあるのが、正しくは第8条でございます。誠に申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（中村 昭人君） ただいま説明のありました議案第41号の訂正につきまして、何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） それでは、議案第41号につきまして、正誤表のとおり訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。それでは、議案第41号につきましては、正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

日程第2「議案第41号川南町債権管理条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はございませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第41号ですが、債権管理条例を定めるについてということで、町にとっては、初めて、この関係の条例を定めるというふうに思われるわけですが、民間企業にとっては、この債権管理というのは命綱で、大変重要なものであります。

これまで、この債権管理について条例がない中で、どういったことで業務を送られていたのか。それと、この条例を定めることによって、どれだけのメリットが出てくるのか。それについてお伺いします。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの川上議員の御質疑にお答えいたします。公平かつ公正な負担の実現及び町の財産の保全を図るために、債権の管理について適正な事務の執行及び効果的かつ効率的な未収金の縮減を行う必要があります。

本町におきましては、特に各種税金につきましては、平成27年度から適正な事務の執行を推進してまいりました。今後は、強制徴収することができない債権につきましても、法に

基づいて、より適正に保全等をするをを推進する必要があるがございます。

また、強制執行等の措置を取ったにも関わらず、未収金が残っており、支払い能力が見込めない場合や生活困窮状態にあり、今後も支払いが見込めない場合など、債権の徴収が不全な場合につきましては、条例に定めることにより債権を放棄することで債権を管理するコストの低減も図っていく必要があることから、今回、この条例を提案するものでございます。今までにおきましては、各課において対応していたものを統一した基準で管理していくということでございます。

ちなみになのですけれども、県内におきましては、半分の13町村が債権管理条例を策定しておりまして、児湯郡内におきましては、本町を除く4町は既に策定済みということでございます。以上です。

○議員（川上 昇君） 必要であることは十分分かりますが、これまでは既存の法律あるいは他の条例の中で運用していたということによろしいですか。

○総務課長（大山 幸男君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。そのとおりでございます。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（内藤 逸子君） この条例を定めることによって、滞納とか、そういう処分がスムーズにいくという理解でいいのでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

統一した条例の下で管理することによって、スムーズに運用はできるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今、危険家屋の空き家問題が多数出ているわけで、その処分に困っているのが近ごろの状況であります。これらを利用して円滑に空き家の処分とか、そういうことができるようにするための条例ですか。

○総務課長（大山 幸男君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

空き家等のことではなくて、債権についての条例でございまして、空き家とはまた別物だというふうに考えております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今、非常に問題になっておるわけですが、自分のところの部落では70軒ばかり空き家があって、その処分に財源等の問題で困っておる訳です。

この条例で、そういうのが処分しやすいようにできればいいがなと思っておるわけですが、危険家屋の適正な処分ができるように、この条例を有効に使ってもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○総務課長（大山 幸男君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。

これは町の債権につきましては条例でありまして、空き家の取壊し等につきましては建設課のほうにも補助がありますし、そのようなものを御利用していただければというふうに思

います。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3「議案第43号令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第43号令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、2か所だけお伺いします。

15ページになりますが、4款衛生費、1項保健衛生費の中で、保健センター原状回復工事設計及び検査委託料527千円と、その次のページ、17ページの農村センター原状回復工事設計及び検査委託料の金額の内訳をお願いします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） それぞれの原状回復工事設計及び検査委託料についてですが、まず1,100千円を工事金額で案分して、保健センターの分、案分52%で572千円と、農村センター分、案分48%として528千円というふうにしております。これはガス漏れ検査など、装置を使う必要があることから、業者をお願いするというので、このように上げております。

また、原状回復工事については、労務費単価の上昇によるもので、100千円と400千円と両方に上げております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ちょっと聞き取れなかったのですが、回復工事については、普通、大体、設計が出てから工事の金額というのが確定されるのかなと思っているので、工事費が出ているということによろしいのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 工事費の積算については、初めに改修時点で、おおよそ積算をされていますので、それからの物価上昇を考慮した額となっております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第43号令和4年度川南町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。まず13ページの上段になりますが、コミュニティセンター助成事業助成金、鶏戸ノ本のコミュニティセンターの助成ということになります。

3,800千円という説明ですが、具体的にどのようなものに使われるのかというのが1点と、17ページの下段になりますが、学校教育の充実ということで、ICT支援員業務委託料、こ

の2点について、具体的にどのようなものに使われていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。御存じかと思うのですが、鵜戸ノ本に古い集会場があります。これにつきましては、歴史的なものということで、地元の方がそのまま保存されるというふうに聞いておりました、その隣に、新しい小柄な集会場を新設するというものであります。以上です。

○教育課長（山本 博君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

I C T支援員の業務委託料5,036千円でございますが、これは小学校費で予算を組んでおりまして、同様に、次のページのほうに2,015千円で、今度、これは中学校費を組んでおります。内容は一緒でございます。

この内容につきましては、国が進めるG I G Aスクール構想の充実を図るということで、I C Tの教育及び専門的な知識と技術を有する人材を学校に派遣するといったこととなります。

昨年度、小学校におきまして年度末にタブレットのリモートの研修と実証実験とを行いました。その際にI C T支援員のサポートの力が十分助かったということで、また、こういったサポーターを活用して、今年度も取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、この先生によって、I C Tのスキルというのが、若い人と高齢の先生方で、若干、差がありますので、そのサポーターが入っていくことによりまして、先生方のスキルの向上と授業でずっとタブレットを使うわけではないのですけれども、授業の中で、この部分で使ったらより有効ですよというようなサポートをしていきたいということで、学校のほうからもそういった声が上がっておりまして、今回取り組むことにしております。以上です。

○議員（谷村 裕二君） 2点、鵜戸ノ本は集会場の新設ということで理解はできました。それから、今のG I G Aスクール構想の一環ということですが、総体的なメンテナンスの委託とかいうのではなくて、いろんな先生が仮に個別にこういう授業をタブレットを生かしたいというときに、支援員の方を個別に呼んで、個別に指導が受けられるという理解でよろしいのですか。

全ての学校、同時にこういうことを行うこともあるかもしれませんが、個別に先生たちがいつでも呼んで、いろんな指導を受けられるという理解でよろしいのでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。谷村議員のおっしゃるとおり、業者に委託をしまして、その委託業者から専門の技術を持った人が学校に出向いていくこととなります。先生の空いている時間等、事前に打合せをしまして、この時間に授業が空いているので、その専門員が事前に行って、先生と打合せをして、そこでいろいろと教えていただいて、かつ授業のときにもまた来ていただいて、そこで見ていただいたり、後でアドバイスをさせていただくといったことで、7校ありますので、それぞれに順番というか、何日は、この学校という順番等を決めまして、取り組んでサポートしていきたいというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 同僚議員が先ほど質問されていたことに関連してでございますが、15ページですけれども、保健センター原状回復工事設計及び検査委託料、それから保健センター原状回復工事が上げられておるわけですけれども、農村センターのもあるわけですが、原状回復工事の追加補正については、資材高騰ということで分かりましたが、保健センター原状回復工事設計及び検査委託料ということで、当初予算で工事請負費については3,100千円上がっておるわけですけれども、設計委託料については、当初予算で上がっていないのですが、初歩的なことをお伺いするようで申し訳ないのですけれども、説明いただくとありがたいと思います。

○建設課長（黒木 誠一君） 御質疑にお答えいたします。物価上昇に伴いまして、本来使用する予定であった材料よりも物価高騰率の低い材料のほうが使いやすく、品質がよいものも見えてきています。

その中で、一部設計を見直し、また、保健センターに至っては部分的な追加改修もありますので、そのことについての設計委託料の追加でございます。また、福祉課長が申しましたように、検査については、電気、ガス、水道、配管等の復旧の際の検査が生じますので、これを上げております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 工事設計が当初予算で上がっていないのです。資材高騰によって設計が変わるといのは理解できますが、当初予算に何で上がってこなかったのかを、初歩的なことで申し訳ないのですけれども、お伺いしたかったのです。

○建設課長（黒木 誠一君） 設計費については、先ほど少し申しましたけれども、材料の見直しが生じておりますので、そこで材料の検討のし直しと、それに伴う設計詳細の書換えが生じております。

例えば、電気におきましても、もともと予定していた材料よりも安価なものがあったり、配線のやり替えも材料の変更などが生じるため、それに伴う設計でございます。

当初時には、物価変動に伴う材料の変更や設計の変更が生じることが分からなかったため、当初では上げておりません。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 工事設計の委託料を組んでいなかったということは、自前で、建設課のほうで、このくらいの工事は設計できますよと、設計委託するまでもないということがあったが、資材高騰によって専門的に委託をする必要があるということで、工事設計を加えたのでしょうか。

当初予算では、工事設計の委託料が見当たらないのですけれども、組んでありましたか。

○建設課長（黒木 誠一君） 当初予算では設計に関する委託料は組まれておりませんでした。議員がおっしゃったように、物価上昇に伴い、材料の変更により、その設計変更が生

じますので、それに伴う図面の書換えでございます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 議案第43号一般会計補正予算について、私たちの所管でないものですから、お尋ねさせていただきます。10款3項教育費ですけれども、まず、600千円の自動車借り上げ料、昨今、コロナ対策に名を借りて、関係性の薄いというか、そういったものを自治体等が購入しているやの報道等もあって、ちょっと目が厳しくなっております。この600千円の車の借り上げ料は、コロナ対策の関連はどのような関連があるのでしょうかということ、もう1点、10款4項社会教育費、建物防水改修工事、建物屋根改修工事と上がっているわけですけれども、頻繁に、この手の改修工事費が出ているような気がするのですけれども、もうこれで大丈夫なのでしょうか。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。まず、新型コロナウイルス感染対策事業ということで取り組んでおります車の借り上げ料のことについてであります。

昨年度もこれで取り組んだのですが、修学旅行とか社会見学とか、これからいろんな授業等で児童生徒がバスを使うといったときに、密を避けるということで、台数を2台に分けて利用したりするというので、これは予算化をしております。

次に、文化ホールの建物防水改修工事と屋根の改修工事ではありますが、当初予算で建物防水工事のほうは43,800千円と、屋根の改修工事は36,600千円上げておりました。今回の資材高騰によりまして、この予算では入札ができない、予算が足りないということが分かりましたので、今回、追加で予算を上げさせていただきまして、入札を迎えたいというふうに考えております。

改修工事はこれで終わるのかということですが、文化ホールのほうは、毎年、少しずつ改修をしてきておりますので、かなり劣化とか傷んでいるところが多数あります。

今回、これでやりますが、まだまだこれで完璧にいくのかというのは、はっきり分からない部分があります。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 自動車借り上げ料とコロナの関連については理解できました。コロナが少し落ち着いてきているようですけれども、今後、発生しないように留意してください。

建物屋根改修工事というのも防水に関連したことなのでしょうか。できましたら、建物、まだ悪い所がいっぱいあるから、これで終わりとは言えないと。まだいっぱい出てくるでしょうということですが、改修の全体計画をぜひ示した上で御提案いただかないと、町も打ち出の小づちを持っているわけではありませんので、先が見通せない予算を認めるというのは、私たちもなかなか心苦しいものですから、物価高騰で、今回、追加したということですが、わずか3か月しかたっていないわけなのですよね、新年度補正が認められてからですね。その辺、いかがなものかなという気がします。

ぜひ全体計画を示していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。この計画につきましては、担当のほうと調整をしまして、お示ししたいと思います。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4「議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正について伺います。説明の中では、所得割の均等割を34千円にすること、前年から2千円の増です。後期高齢者支援分の所得割額を12,100円ということ、これは前年度600円増ですね。介護分の所得割をということ、16,100円にして、大体1,500円引き上げること、理由としては基金が5、6年でなくなってしまうということ、少しずつ上げていきたいと思います。ということとは分かります。

この中で、引上げ率については、現行税率で課税した場合と比べて3.4%増となっておりますが、具体的な3.4%の数字が見えていればよろしくお願ひします。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。現行税率で課税した場合の調定見込額が401,644千円でございます。

改正案で課税した場合の調定見込額が4,015,255千円ございまして、差額が13,611千円となりまして、この額がおおむね3.4%ということになる見込みでございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ということは、当初予算で3月では確定していなかったもので、例年の課税によって国民健康保険税が確定をして、6月定例会で税条例を変えていくというふうなやり方で、私が議員の最初のころは、条例が出たのと同時に、補正予算も国民健康保険で出ているような気がするんですね。

ここ2、3年、多分、条例だけ出て、補正予算の方では出なかったもので、もともと3月の当初予算の中で、きっちりとそれが確定していたのかなど。予算の出し方というのがよく分かりませんが、大まかにこれぐらいだろうとやっていたのか。6月に補正予算をする必要がないということ、それぐらいのものなのですかね、予算の組み方というのは。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。この条例改正により、国保税は若干の増になる見込みでございますが、それに見合う歳出予算の予定がない。要するに、歳入で増えた税収の分については、基金の取崩しを減らすと。歳入歳出総額の増

減はゼロということになります。

確かに、地方自治法第222条第1項の規定によれば、予算を伴う条例案を議会に提出するときには、必要な予算上の措置が的確に講じられていなければならないとされています。ですが、その趣旨は、予算を伴う条例が制定等されることにより、地方公共団体が支出義務を負うにも関わらず、それに対する財政的裏づけがなされていなければ、地方公共団体の計画的で健全な行財政運営は阻害されてしまうからであり、歳入については、歳入が予算上、措置されていなければ、収入できないということではないので、単に増収のみに係る条例案の議会提出については、それに伴う歳入の増額補正予算案の議会提出は、法律上は必要ないとの見解が地方実務提要に記載されておりました。ですので、今回の補正予算の提出は見送ったという次第でございます。

ただし、令和3年度の決算報告となる9月の際には、繰越金の清算に伴い、歳出予算も発生することから、それに合わせて国民健康保険税使用分についての予算化を予定しているところでございます。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてお尋ねします。先ほど税務課長から13,000千円ほど、この条例変更によって収入が前年度より増えるという説明でした。

平均的な年収の一般家庭での負担、それは個別に違うのですが、どれぐらい増えるのかということが1点。

それから、これは条例ですので、町のことですが、広域連合としての運営の中でのことなのかということ。それから、何で今年増税するのか。各地公体が各住民に対して何か減らせるものがないのかということを検討している時期に、340,000千円の基金があるといっても、前年度58,000千円、単年度収支赤字ということで非常に危機感を抱いているということも理解できますけれども、何で今年なのか。その2つについてお伺いしたいと思います。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。国民健康保険の被保険者世帯数が現在2,642世帯でございますので、13,611千円増えると先ほど申しましたが、それを単純に2,642世帯で割った場合に、5,150円ほどの増税というふうになるかと思いません。

それから、なぜ340,000千円ほど、まだ基金がありますが、この時期に上げるのかということでございますが、過去を振り返りますと、平成20年に基金残高が800千円になった年がございました。その翌年、21年には27%を超える増税を行ったことがございます。そのように急に増税とかをすると、負担感が著しいと思われまますので、確かに、まだ300,000千円ほどあって、来年、再来年が安定的な運営ができないかということそうではないと思えますが、できるだけ押しなべて、少しずつ上げていくというほうが負担感が少ないのではないかと。車の運転でいいますと、急発進、急ブレーキではなく、ふんわりブレーキ、ふんわりアクセ

ルの運営を行っていききたいという考えでございます。以上です。

○議員（谷村 裕二君） 世帯で平均5,000円余りの負担増ということですね。なぜ今年度増税かということで、町民に対して、いきなり大きな負担を増やしたりとかいうことはできないということで、私もそれは十分理解できると思いますが、できれば今の時期、この1年間、不安を抱えて事業に当たったり、不安を抱えている主婦層の方々も多いと思います。

その辺りも十分考慮していただいて、また委員会などでも審議をしてほしいと思います。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに。はい。

○議員（福岡 仲次君） 参考までになのですが、現行の最高限度額と、この条例後の最高限度額を教えてください。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。今回の条例では限度額の変更はございません。前回の、昨年度の議会のほうで限度額の変更について御承認いただいて、御決議いただいております。

ちなみに、現行の限度額を申し上げますと、医療分が限度額が650千円、支援分が200千円、介護分が170千円となっております。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 正誤が2つもあって、条例といたら町の法律ですから、副町長は先ほど議会の議決に対して議会制民主主義の云々と述べておられましたが、昨日、家に帰ったら、年金の支払通知が来ておったわけですが、年金が減額されて、それから保険税が天引きされたものが来ておったわけですが、改正前のものか、改正後のものか、広域でありますから、改正前のが来ておったら、当然、財源が不足して、保険事業制度自体に影響を及ぼすわけですから、そういう保険事業的には、間違いは許されんわけですが、副町長は、昨日もでしたが、議会制民主主義で内藤議員と河野議員を攻撃しておりましたが、そういう観点からして、町の法律たる条例について、1ページ近く欠落しておるわけです。

広域保険事業に影響を与える分という、今までだったら、町の単独でそんげなかったけんどん、こういうのが議会で議決されて、適用されて、当然、広域連合に納付せんならんごつなったら、金額が足らんのではないかと指摘を受けたら、宮崎県全体に川南町の不祥事、恥をさらすことになるわけですわ。ちゃんとチェックをすれば、この1ページを欠落しとつとん気づかんちゅうこつはあり得んとやけんど。

8条と9条を間違うとか。

ちっと町のガバナンスに問題があつとじゃないですか。副町長、議会制民主主義の云々を、能書きをたれとりましたが、執行部としてどう思いますか。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。おっしゃるとおりですね、気を引き締めて、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。今回の訂正につきましては、誠に申し訳なく思っている次第でございます。

ただ、先ほどからありますとおり、1ページ欠落ということではなくてですね、訂正文の箇所だけを表示してしまいましたので、附則第2項の条例の中で、適用条文の誤りということで御理解をいただければと思っております。誠に申し訳なく思っておる次第でございます。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） この条例は、保険事業の財源に関するものでありますから、くれぐれも被保険者に影響が出ないように、今後、間違わないようにしてもらいたい。よろしくをお願いします。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたしたいと思えます。先ほど私がおわびした部分につきましては、国民健康保険税条例の昨日の撤回及び追加提案という部分のおわびでございまして、ちょっと混同しておりまして申し訳なく思っております。

先ほど私が答弁した中の部分は、債権管理条例でございました。昨日、本日で、大変混乱をさせましたことを深くおわびして、一部訂正させていただきたいと思えます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてお尋ねします。この未就学児に係る均等割の5割軽減ですね、これで対象人員というのはどのくらいおられるのでしょうか。

○税務課長（大塚 祥一君） 今の御質疑にお答えいたします。約130人と推計しております。以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆様、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会において審査をお願いいたします。

午前11時40分閉会